

令和3年度 監査年間実施計画表

令和3年4月2日現在

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
財政援助団体監査 出資団体監査 指定管理者監査 <small>(法第199条第7項)</small>		財政援助団体 ・特定非営利活動法人 赤城自然塾 ・公益社団法人 前橋市シルバー人材センター ・職業訓練法人 前橋職業訓練協会 ・前橋市赤城の恵ブランド推進協議会 指定管理者 ・公益財団法人 前橋市まちづくり公社 ・前橋市農業協同組合						出資団体 ・公益財団法人 前橋市まちづくり公社 財政援助団体 ・城南地区地域づくり協議会			財政援助団体 ・部落解放同盟前橋市協議会		
決算審査 <small>(法第233条第2項)</small> 基金運用状況審査 <small>(法第241条第5項)</small> 健全化判断比率等審査 <small>(健全化法第3条第1項及び第22条第1項)</small>			企業会計	一般・特別財産・基金 健全化判断比率・資金不足比率									
行政監査 <small>(法第199条第2項)</small>													
定期監査 <small>(法第199条第1項及び第4項)</small>						消防局 4課 教育委員会 2課 (学校教育課 青少年課)	未来創造部 4課 監査 1課	市民部 6課			福祉部 7課		
随時監査 <small>(法第199条第5項)</small>	工事監査	内部	第1回 水道整備課・浄水課・教育施設課		第2回 市街地整備課・区画整理課			第3回 道路建設課・東部建設事務所・公園管理事務所					
		委託		第2回			第3回						
例月出納検査 <small>(法第235条の2第1項)</small>		○	○	◎	○	◎	○	○	◎	○	○	◎	○

◎ は監査委員全員による例月出納検査 ○ は代表監査委員による例月出納検査 ※工事監査の上段は事務局、下段は委託により監査を実施
 法：地方自治法 健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律